

水産政策審議会企画部会  
第69回議事録

水産庁漁政部企画課

## 水産政策審議会第69回 企画部会

### 1. 開会及び閉会日時

開会 平成29年2月23日（木）午前10時00分

閉会 平成29年2月23日（木）午後0時05分

### 2. 出席委員

（委員）大森 敏弘 佐藤 安紀子 長瀬 一己 橋本 博之 馬場 治  
浜田 峰子 東村 玲子 平野 澄子 細川 良範 水越 和幸  
（特別委員）遠藤 喜志雄 久保田 正 菅原 幸洋 鈴木 博晶 関 いずみ  
高橋 健二 千葉 康則 中田 薫

### 3. その他出席者

（水産庁）大杉漁政部長 浅川資源管理部長 保科増殖推進部長 岡漁港漁場整備部長  
太田資源管理部審議官 中企画課長 矢花水産経営課長 井上漁業保険管理  
官 藤田管理課長 黒萩漁業調整課長 黒川国際課長 神谷漁場資源課長  
吉塚計画課長 山本整備課長 坂本防災漁村課長 大久保水産業体質強化推  
進室長 廣野指導監督室長

### 4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第69回企画部会  
議事次第

日 時：平成29年2月23日（木）10:00～12:05

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 平成28年度水産白書の概要（案）について
- (2) 漁業経営の改善に関する指針の変更について（諮問）
- (3) その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	平成28年度水産白書の概要(案)について	2
3	漁業経営の改善に関する指針の変更について(諮問)	27
4	閉 会	32

○企画課長 皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から水産政策審議会第69回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たりまして、大杉漁政部長より一言御挨拶申し上げます。

○漁政部長 皆さんおはようございます。委員、特別委員の皆様方には、大変御多忙の中、水産政策審議会企画部会に御出席を頂きましてまことにありがとうございます。

本日は、平成28年度水産白書の作成に向けまして、白書の概要案について御審議を頂きたいと存じます。また、漁業経営の改善に関する指針の変更について諮問させていただきますので、併せて御審議をお願いしたいと思います。

本日、御議論を頂きます白書の案でございますが、昨年11月の水政審企画部会で水産白書の構成、それから内容の大枠について御議論を頂き、その際、頂戴いたしました御意見を踏まえまして作成しております。

第Ⅰ章では、特集テーマとして設定いたしました、「世界とつながる我が国の漁業」、サブタイトルとして、「国際的な水産資源の持続的利用を考える」、これに関し、世界の漁業の状況や、国際的な資源管理の枠組み、また我が国の漁業とのかかわりなどについて分析して、責任ある漁業国として国際的な水産資源の持続的利用を確保するための方向性について考察をするという位置づけにしているわけでございます。

第Ⅱ章の一般動向編でございますが、例年どおり、我が国水産業の状況や動向について、取りまとめていきたいと考えております。

それから、二つ目の議題でございますが、漁業経営の改善に関する指針についてですけれども、昨年8月などの水政審企画部会で、変更の方向性を御説明させて頂いているわけでございますが、今回はこれまでの御議論を踏まえまして、関係法律に基づき変更案について諮問をさせていただくものでございます。限られた時間ではございますが、これらの内容について、御審議、御議論を頂きまして、委員、特別委員の皆様方から、忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

○企画課長 それでは、いつもどおり御発言の際には、事務局がマイクをお持ちいたしますので、まず挙手を頂いて、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の皆様方の御出席状況について報告いたします。

水産政策審議会令第8条1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員11名中10名の方に御出席を頂いております、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。また、特別委員は11名中8名の方に御出席

を頂いております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開とされており、傍聴者もお見えになっております。また、同規則第9条第2項によりまして、議事録は縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様は議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページ上に掲載して公表させていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、まず本日の配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に4種類資料があると思います。資料1-1「平成28年度水産の動向」概要（案）、薄い資料でございます。資料1-2、少し分厚目のもので、「平成28年度水産の動向（一次案）」という題のものでございます。

次に資料2-1と2-2でございまして、諮問文（案）「漁業経営の改善に関する指針」の変更について。2-2が漁業経営の改善に関する指針の変更（案）についてでございます。

もし、資料が足りないようでしたら、事務局の者に合図いただければと思います。

それでは、ここからの議事進行は、馬場部会長にお願いしたいと存じます。部会長、よろしくお願いいたします。

○馬場部会長 おはようございます。馬場です。

それでは、早速議事に入らせて頂きます。

本日は、議題として、1番の平成28年度水産白書の概要（案）につきまして、議題の2として、漁業経営の改善に関する指針の変更についての諮問となっております。この企画部会の後に、次の御予定のある委員さんもいらっしゃると思うので、遅くとも12時までには終えたいと思います。議事進行への御協力をよろしくお願い致します。

それでは、まず議題の1、平成28年度水産白書の概要（案）につきまして、事務局より説明をお願いします。

○漁政部長 漁政部長の大杉でございます。

お手元に資料1-1と資料1-2があると思いますが、本日御審議頂きますのは、資料1-2「平成28年度水産の動向（一次案）」というこの分厚いテキストでございます。事前にお送りして読んで頂いていると思います。私からは、資料1-1「平成28年度水産の動向」概要（案）という、薄い冊子に沿って御説明をさせていただきます。

目次をめくって頂いて、1ページを御覧ください。第I章特集、世界とつながる我が国の漁業～国際的な水産資源の持続的利用を考える～、第1節、世界の漁業の状況でございます。世界の

水産物需要についてでございますが、世界の一人当たりの食用魚介類消費量は、食品流通の国際化、タンパク質を多く含む食品への食生活の移行などにより、過去半世紀で約2倍になっております。世界人口は今後も増加すると予想されておりまして、世界の水産物需要は増大し続ける見通しでございます。

世界の資源の動向についてでございますが、生物学的に持続可能なレベルで漁獲されている世界の水産資源の割合は、漸減傾向にあります。生産量増大の余地のある資源は、11%ということでございます。適正水準にある資源の増加には、将来にわたる適切な資源管理が重要であります。

2ページをお願いいたします。世界の生産でございますが、漁船漁業生産量は1980年代以降、頭打ちでございます。養殖業生産量は、海面・内水面の双方で大きく増加をしております。世界の水産物生産の主力は養殖業に移りつつあるわけでございますが、養殖業の増加スピードは鈍化していくと予測されています。養殖餌料となる魚粉は、漁船漁業が供給しているわけで、漁船漁業、養殖業の双方が引き続き重要であるわけでございます。

3ページをお願いいたします。世界の生産構造でございますが、生産構造は、各国・地域の自然環境的、社会・経済的条件により様々であります。欧州などの特に高緯度地域では、単一資源の大規模漁業が輸出産業として重要な地位を占めています。

世界の食料需要の高まりに応じていくため、資源の持続的かつ有効な利用が重要であります。特に国際的な資源管理は世界的課題でありまして、我が国にとっても国際的な資源管理の重要性は増大してきているわけであります。

第2節、我が国の漁業を巡る国際情勢。遠洋漁業等を巡る国際情勢についてでございますが、200海里時代の到来により、遠洋漁業は漁場から撤退、操業規模を縮小しているわけであります。近年の我が国の遠洋漁業は、カツオ・マグロ漁業が中心でございますが、高度回遊性魚類などについては、地域漁業管理機関により管理が行われています。太平洋島しょ国のEEZは、重要な漁場でありますけれども、入漁料の引上げ等によりまして、入漁環境の厳しさが増大しています。

沖合漁業等を巡る国際情勢でございますが、沖合漁業等においては、ロシア、韓国、中国、台湾との間で、政府間協定等に基づく操業を実施しています。ロシアでは、2016年1月より、ロシア水域における流し網漁業が全面的に禁止され、我が国漁船によるさけ・ます流し網漁業が操業不可能になっているわけでございます。

中国との間では、中国いか釣り漁船の許可隻数、漁獲割当削減、中国の無許可漁船の根絶対策の促進、虎網漁船等の管理強化などに合意をしているところであります。

4ページをお願いいたします。近年、我が国EEZに近隣する公海でサンマ・サバ類などを対

象とした外国漁船の操業が急増しています。我が国はTACの制度などにより、これらの資源管理を実施しているわけですが、中国漁船とみられる違法漁船も確認されている状況でございます。資源に与える影響が懸念されております。

サンマについては、2000年以降、台湾の漁獲が大幅に増加しておりまして、2012年には中国も参入しています。サバ類については、中国によるマサバの漁獲量が急増しているわけでございます。

近年、大型の海外まき網漁船の増加に伴いまして、中西部太平洋におけるカツオの漁獲量が顕著に増大しています。このために、分布域が縮小し、我が国周辺水域へのカツオの来遊が減少している可能性が指摘されているわけでございます。

沿岸漁業等を巡る国際情勢についてですが、沿岸漁業等においても、太平洋クロマグロなどを漁獲していて、管理と利用に当たり国際的な視点を踏まえた取り組みが重要になってきています。太平洋クロマグロについては、国際協力のもとでの資源回復が喫緊の課題であります。WCPFCでの国際合意に基づいて、管理を順次強化しているわけでございます。

近年、我が国の漁業と国際的な資源管理の関係は、もはや遠洋漁業や一部海域における二国間関係にとどまらないものになってきていまして、国際的な枠組みの下、関係国、地域が連携して統一的に資源管理に取り組むことが重要であるわけでございます。

5ページをお願いいたします。第3節、国際的な漁業の管理。海洋秩序の礎をなす国連海洋法条約は、漁業に関しても基本的なルールを提供しています。国連海洋法条約の実施協定である国連公海漁業協定は、公海における漁業や国際的に利用される水産資源の管理の基本的な枠組みでございまして、国際資源管理において地域漁業管理機関が中心的な役割を果たすことを明示しています。

IUU漁船の寄港を原則的に禁止する違法漁業防止寄港国措置協定が、2016年6月に発効いたしました。

カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関についてでございますが、世界のカツオ・マグロ類資源は、五つの地域漁業管理機関が全てカバーしています。大西洋クロマグロ、ミナミマグロなどでは、資源状況が回復を見せるなどの成果が上がっています。

WCPFCでは、太平洋クロマグロに関し、加入量が著しく低下した場合の緊急措置の導入について協議を継続しています。IATTCは、WCPFCの太平洋クロマグロの管理措置に呼応した措置を実施しているわけでございます。

6ページをお願いいたします。カツオ・マグロ類以外の資源を管理する地域漁業管理機関につ



いてでございますが、我が国EEZと隣接する北太平洋公海水域において、サンマ・サバ類などを管理するNPFCは、我が国主導により2015年に設立されています。NPFCは、サンマについて2017年に実施予定の資源評価に基づき、新たな保存管理措置が導入されるまでの間、公海サンマ漁船の許可隻数の急激な増加を抑制することで合意をしています。マサバについて、可能な限り、早期に資源評価を完了させ、それまでの間、公海マサバ漁船の許可隻数を増加させないことを推奨することで合意しているわけでございます。

IWCについてですが、我が国は、鯨類は魚類と同様に、最良の科学的知見に基づいて持続的に利用できる重要な食糧資源であるとの考え方のもと、IWCでその実現を目指しているわけですが、反捕鯨国との間で根本的な立場の違いが浮き彫りになっているわけでございます。2016年のIWC総会においては、鯨類に関する根本的な立場の違いを踏まえ、今後のIWCの道筋を議論する場を設けることを提案しています。今後、議論を主導していくこととしています。

7ページをお願いいたします。環境問題としての漁業と、資源の持続的な利用についてでございますが、海洋環境や海洋生態系の保全は、漁業の存続にかかわる重要な課題であるわけでございます。生態系への影響などの側面から、漁業の大幅な制限を求める動きが強まっているわけですが、生態系の保全、混獲生物の保護に当たっては、最良の科学的知見を踏まえるとともに、社会的・経済的な影響にも配慮し、漁業者の協力を得つつ、資源の持続的利用との両立を図ることが重要であるわけでございます。

CITESと漁業についてでございますが、2016年のCITES締約国会議に向けて太平洋クロマグロやニホンウナギの動向が注目されたわけでございます。附属書掲載提案は提出されなかったわけですが、ウナギ類の資源や取引状況を議論していくことが決定されました。

地域漁業管理機関が策定する保存管理措置の実施ですけれども、各国・各地域の役割であるわけでございます。国・地域により様々な事情を背景とする実施上の課題が存在しています。多数の沿岸零細漁業者が漁業に従事するインドネシアにおいては、漁業の全容把握が困難であり、遵守上の問題に加え、データの不備による科学的側面からの問題もあるわけでございます。

中国においては、非合法的な漁業に従事する三無漁船の存在が大きな問題になっています。韓国においては、2010年ごろより韓国遠洋漁船の違法操業が国際問題化しているわけであります。

8ページをお願いいたします。第4節、国際社会の中での持続的な漁業に向けて。地域漁業管理機関をベースとした資源管理の確実な実施、持続的利用の確保が重要であるわけでございます。資源の管理には、科学的知見が不可欠であるわけですが、資源評価は必然的に不確実性が内在します。国連公海漁業協定では、入手できる最良の科学的根拠に基づく保存管理措置の導入を規定

しているわけでございます。資源の利用と保護は、適切なバランスで両立すべきものであります。資源管理は科学的根拠に基づくとともに、漁業及び地域コミュニティの存続、食料供給など、社会・経済的な面にも配慮し、漁業者の理解、協力を得て進めることが肝要であるわけでございます。

地域漁業管理機関の規定は各機関の加盟国など、機関の決定に従うことを自ら決定した国・地域のみを法的に拘束するものであるわけですが、管轄する漁業に携わる国や沿岸国など、その漁業に直接的にかかわる全ての国が参加する体制整備が重要であるわけでございます。

我が国は主要な遠洋漁業国の一つであり、水産物の世界的な大消費国であります。責任ある漁業国、水産物消費国として国際的な資源管理と持続的利用に大きな責務を持っているわけであります。

9ページをお願いいたします。第Ⅱ章、平成27年度以降の我が国水産の動向に移ります。第1節、水産資源及び漁場環境を巡る動きです。我が国周辺の資源についてでございますが、2016年度の我が国周辺水域の資源評価結果、50魚種84系群では、資源水準高位が14系群、中位が29系群、低位が41系群であります。国民生活上重要な15魚種37系群では、資源水準高位が9系群、中位が14系群、低位が14系群でございます。

我が国の資源管理についてでございますが、資源・漁業管理の手法は一つに投入量規制、インプットコントロールですが、二つに技術的規制、テクニカルコントロールですが、また三つに産出量規制、アウトプットコントロールですが、これら三つに大別されます。我が国は漁業の特性や漁業者の数、対象となる資源の状況などにより、様々な手法を組み合わせることで資源の適切な管理を実施しているわけでございます。

採貝・採藻、定置網漁業、養殖業などについては漁業権制度、沖合・遠洋漁業等については、許可制度などに基づき資源管理を実施しています。TAC制度は7魚種を対象に実施しているわけでございます。北部太平洋の大中型まき網漁業では、サバ類でIQ方式による管理を試験的に実施しているところでございます。

10ページをお願いいたします。漁業者による自主的な資源管理でございますが、2011年度より国及び都道府県が資源管理指針を策定し、これに沿って関係する漁業者団体が資源管理計画を作成・実践しています。計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、資源管理・収入安定対策を実施しているところであります。

11ページをお願いいたします。漁場環境を巡る動きについてですが、養殖漁場では漁協等が漁場改善計画を策定します。そして資源管理・収入安定対策による支援で、養殖漁場の環境改善を

推進しているわけでありませう。

12ページをお願いいたします。第2節、我が国の水産業を巡る動き。生産の動向についてでございますが、2015年の漁業・養殖業生産量は、前年から8万トン減の469万トン。うち、海面漁業は17万トン減の355万トン、ホタテガイやサンマなどが減少し、マイワシやサバ類が増加しています。海面養殖業は8万トン増の107万トン。ホタテガイ、ノリ類が増加しています。

13ページをお願いいたします。経営の動向についてでございますが、2015年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から62万円増加し、261万円でございます。漁船漁業を営む会社経営体では、2015年度は漁労利益の赤字幅が前年より縮小しています。水産加工等による漁労外利益も増加し、営業利益は1,042万円と8年ぶりの黒字になっています。2015年の海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は、前年から281万円増加して、822万円になっています。

14ページをお願いいたします。浜プランは、漁業所得を5年間で10%以上アップすることを目標として、実現するための方策を地域自ら考え、実施するものであるわけですが、2015年度からはより広域的な競争力強化のための取り組みを行う広域浜プランもスタートしているわけでございます。

漁業就業者を巡る動向についてですが、2015年の新規漁業者数は、1,915人、うち40歳代以下が7割を占めるわけでございます。運航と操業の安全性確保のため、漁船のトン数などに応じて必要な海技免状保持者の級・人数が定められているわけですが、海技免状保持者の高齢化と不足が深刻化しております。海技免状保持者を確保できず、出航が危ぶまれるようなケースもあるわけでございます。関係団体などでは、乗組員志望者を募るとともに、計画的研修の取り組みなどを実施しているわけでございます。

15ページをお願いいたします。漁協の動向についてですが、2014年度は、組合別に見ると約7割で事業利益が赤字となったわけですが、魚価の回復により沿海地区漁協全体での事業利益は全体として黒字になっています。漁協の合併を引き続き推進していく必要があります。2016年3月末現在の組合数は962組合であります。

16ページをお願いいたします。流通・加工の動向についてでございますが、2013年の水産物の消費地市場経由率は54%でございます。水産食用加工品の生産量ですが、2015年には前年から2万トン減の168万トンでございます。水産加工場のほとんどが従業員数300人以下の中小企業で、小規模階層の加工場を中心として、水産加工場の数は減少しております。

米国、EUなどに水産物を輸出する際には、水産加工施設に米国やEUで実施されているHACCPシステムの導入が必要であります。対EU・HACCP施設の認定の加速化のため、2014

年10月より厚生労働省に加えまして、水産庁も認定主体になっています。

17ページをお願いいたします。第3節、我が国の水産物需給・消費を巡る動き。需給の動向についてでございますが、2015年度の食用魚介類の自給率は、前年度から1ポイント減少して、59%でございます。消費の状況についてですが、食用魚介類の一人一年当たり消費量は、2015年度は前年比0.8kg減の25.8kgでございます。概算値でございます。

18ページをお願いいたします。消費者への情報提供のための取り組みについてでございますが、加工食品の原料原産地表示に関し、全ての加工食品について原料の中で重量の割合が一番多いものの原産地を表示義務の対象とすることなどを旨とする取りまとめが2016年11月に公表されたところであります。水産加工食品では、おにぎりののりが原料の中で重量の割合が一番多いわけではないものの表示義務の対象になっています。地理的表示保護制度、G I制度では水産物として下関ふく、十三湖産大和シジミが登録されています。水産エコラベル認証の動きが世界的に拡大をしております。我が国においては、マリンエコラベル・ジャパン協議会による水産エコラベル認証等を実施しているわけでございます。

19ページをお願いいたします。貿易の動向についてでございますが、2016年5月取りまとめの農林水産業輸出力強化戦略では、水産物について輸出拡大に向けた生産体制の整備、海外市場の拡大、輸出先国・地域の衛生基準に適合した輸出環境の整備に取り組むこととしているわけでございます。

20ページをお願いいたします。貿易交渉を巡る情勢ですが、T P P協定は2016年12月に国会承認が得られました。2017年1月にニュージーランドに国内手続が完了した旨の通報を行っております。一方、W T Oドーハラウンド交渉でございますが、漁業補助金に関する規律策定について、継続的に議論が行われています。

第4節、安全で活力ある漁村づくり。漁村の現状と役割について記述しております。21ページをお願いいたします。安心して暮らせる安全な漁村づくりについて記述しております。漁村の活性化について記述しております。

第5節、東日本大震災からの復興でございます。水産業における復旧・復興の状況について、記述しております。

23ページをお願いいたします。原発事故の影響への対応についてでございますが、国、関係都道府県、漁業団体が連携し、水産物の放射性物質モニタリングを実施、結果を公表しております。基準値を超える検体は時間の経過とともに減少してございまして、また福島県沖ではモニタリングの結果を踏まえて試験操業・販売を実施しております。

海外に向けてもモニタリング結果を公表して、調査結果や安全確保のための措置等を説明し、輸入規制の緩和、撤廃を働きかけています。韓国については2015年よりWTO協定に基づく紛争解決手続を開始しております。今後、パネルの手続を進めていくとともに、二国間での働きかけも継続していくこととしています。

以上、平成28年度水産の動向一次案について、この概要ペーパーを使って御紹介させて頂きました。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料につきまして、御審議頂きたいと思いますが、時間の制約もありますので、二つのパートに分けて進めていきたいと思います。

最初に、第Ⅰ章、特集について審議を進めていきたいと思います。お手元の資料1-2のクリップを外していただくと2部に分かれておりますので、その前半の方です。

二つ目のパートとしまして、第Ⅱ章、平成27年度以降の我が国水産の動向について、御審議頂きます。

なお、第Ⅰ章と第Ⅱ章につきましては、一次案として資料1-2がお手元にあります。先ほどの事務局からの説明は概要版でしたが、これからの御審議につきましては、お手元の資料1-2の一次案の厚い方です。これに基づいて御審議頂きたいと思います。

では、まず一つ目のパートである第Ⅰ章、特集につきまして、資料1-2の51ページまでにつきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。およそめどとして、11時過ぎまでをこの審議に当てたいと思います。ではよろしくをお願いします。

○佐藤委員 佐藤です。

大変よく考えられた文章であり、内容だと思って拝読いたしました。また、ICCAT（アイキャット）など、関係者は分かるけれども一般はよく分からない略字に振り仮名が振ってあるとか、細やかな配慮も大変良いと思いました。そして何よりもクジラ、マグロだけではなくて、いろいろな漁業において議論があるということが明確に出ていて、この点が大変良いと思いました。

ただ、読み進んでいったとき、コラムの最後に「サステイナブルでヘルシーなうまい日本の魚のプロジェクト」の紹介があります。これは大変良いことだと思いますが、初めて聞くものです。委員がこのプロジェクトをよく分かっている、このプロジェクトの紹介ができると良いと思いますので、本紙の中で御説明いただくと有り難いと思います。

以上です。

○馬場部会長 ほかにかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村です。3点述べさせていただきます。

まず第1に、ちょっと一つ目と二つ目は絡みがあるんですが、科学的根拠とか、科学的なデータがとか、いろいろ出てくるのですが、この資料1-2の1ページ目に、世界の水産物需要がずっと書いてあるところに、「特に、国際的に利用されている水産資源の適切な利用は、」のここに「科学的な根拠に基づいて」というのを入れた方が、私、多分前回も科学的根拠というのをもっと強調した方が良いという発言をしたと、対応表でも出して頂いているので、そういうことだと思うんですが、もっと前面に押し出して頂きたいなと思います。その方が良いのではないかと考えます。

それから、そういう科学的なことをもう少し書いた方が良いのではないかなという所は幾つかあるんですが、逆にIWCの所ですが、同じく資料1-2の44ページで、科学の場に持ち込まれる非科学ということです。これは日本人からするともう当たり前過ぎて、そんなデータに基づかない、かわいいとか、頭が良いとか、そういう感情的なものを持ち込んで保護すべきというのに対して科学で対応していくというのは、日本人ならごく当たり前の感覚で持っていることだと思うんですけども、これはもう何十年もこの話というのはなされていることなので、私自身は科学で解決すべきだとももちろん考えていますけれども、それだけで解決が見込まれるのかなというところは、少し、科学ということをももちろん大前提として私は考えてはおりますけれども、少々、疑問に思ったということでございます。

もう一つ、2点目に移らせて頂きます。22ページから23ページのサンマ、秋の味覚、コラムです。秋の味覚、サンマの不漁ということで、これの23ページの2行目です。「自然条件による資源の分布の変化に加え、科学的な根拠は明らかになっていませんが、台湾や中国等の漁船による」云々とありますけれども、これ私、「科学的な根拠は明らかになっていませんが」は、別に要らないと思います。そのままポンと抜いたとしても、「自然条件の分布の変化に加え、台湾や中国等の漁船の大量の漁獲がサンマ資源に与える影響を懸念する声もあります。」何のおかしさもない文書になるのではないかと。かえってこの科学を前面に押し出して議論を進めていくべき日本の立場として、この文言はない方が良いのではないかなと考えました。

最後、1点コメント的なものなんですが、魚離れに関する事で、ちょっとおやっと思ったことがございましたので、本当にコメントであると同時に、もしもっと詳しくこの点を研究している方がいらしたら教えて頂きたいんですが、ちょっとすみません、グラフだけですの、

先ほど漁政部長が説明に用いられた資料1-1でちょっと全く同じグラフが多分出てきているはずだと思うんですけども、私のチェックの付せんが張っていないので。

17ページを見ていただければと思います。資料1-1の17ページの左下に、魚離れ、魚の消費が減ってきて、肉の消費が増えてきて、最近はそれが上下交代しましたという、このグラフ、すごくよく見かけると思うんですね。一方で、私、今回、おやっと思ったのは、同じ冊子の1ページにある主要国地域一人一年当たり食用魚介類消費量というのは、これは日本がこれ割と真ん中あたりから切って最近の部分を見ることが多いんですけども、実はそれより前に遡ると、日本もレベルは全然違うんですけども、ほかの発展途上国と同じく、経済成長とともに魚の消費は伸びてきたのではないかと。ちょっと肉と比べてというのがないので何とも言えませんが、それがもう飽和状態になって下がってきている。ただ、この下がり方が36年ぐらい、もうそろそろ経済成長しようかなといっている頃のレベルより更に下がるというのは食い止めるべきことなんだろうと思いますけれども、ここの要因をもう少し分析すれば、魚離れの原因の究明にもつながるのかなと。魚離れに関しては割と素人的な感想を述べさせていただきました。

ありがとうございます。

○馬場部会長 ほかにかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 鈴木でございます。

資料1-2の21ページ前後のEEZに関する事で意見を申し上げたいと思います。ここに図があり、サンマ漁のものすごい数の中国漁船がEEZぎりぎりにいる写真があります。こういう実態が相当日本周辺海域でたくさん起きておりまして、もう少しこの問題をクローズアップといたしましょうか、強調して内容的に盛り込むことができないのかなと思います。

例えば、東シナ海であれば中間ラインというのが今暫定的にありますけれども、衛星写真などを見ると中間ラインの西側にはもう中国船がうじゃうじゃおります。東側にはもう日本船が本当にぽつんぽつんしかおりません。そういう視覚的なものを紙面に載せることは、非常に説得力があることだと思いますので、日本周辺海域の中国、韓国、台湾、ロシアとのせめぎ合いといたしましょうか、その実態を様々に衛星写真等でここへ並べて強調していくということができないのかと思います。

それからもう一点は、漁獲の取り合いという観点だけではなくて、経済的にどういうふうにするのかという点も、もうちょっと踏み込んでみないといけないなと思いました。例えば、サンマであっても、最終的に日本に中国船が獲ったものがどのぐらい輸入されているの

かとか、経済的にどうこれが回って、関係が生じているのかということも把握しながら、いろいろな規制のことを考えなければいけないと思うので、もしデータがございましたらそういうものも並べて、特にこのEEZ外での日本周辺海域での漁獲に関して踏み込んで頂きたいなと思います。

以上です。

○馬場部会長 高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 全体的には非常に見やすい状況なのかなと思っています。それからこれまで白書で余り具体的に述べてこなかったようなものが詳細にわたって述べられているのかなという印象を受けます。特に国連関係の公海漁業協定、ストラドリング等々のこういうのが多分白書で初めて出てきたのかなという印象も受けております。ただ、サンマ、サバ、イワシの話やマグロは出てくるんですが、イカの話が全くないんですね。現在、日本海の大和堆を中心に、北朝鮮、韓国、それから中国漁船、入り乱れて操業している状況です。大和堆は御存じのとおり、日本の200海里の中にあるわけですが、その記載がありません。過密な状況になっている東シナ海、大和堆、太平洋のサンマを主体とした区域が、国際的な日本の関係する大きな過密的な操業海域ということになっています。その辺はどこかに入れていただければ有り難いなと思っています。

これは白書ですから、大和堆に対する対応という話にはならないかもしれませんが、そういうことをこれまでも対処しているはずですから、若干なりともこれから先のことを考えるとこの28年度に入れておいた方が良くはないかなというように思っております。

それからもう一点、IUU漁業関係も含めた国際的な地域漁業管理機関のことが非常に詳しく分かりやすく説明してあるんですが、FAOの報告書によれば、地域管理機関の機能が完全ではないから、IUU漁船がはびこっているということですから、当然、私もそう思っているんですが、余り過大に地域漁業管理機関が何でもパーフェクトにできるというような機関ではないということも書く必要があると思います。だから日本が積極的に参加をして、確かなものにしていくんだというような形の方が私は良いのではないかなという印象を受けました。

以上です。

○馬場部会長 水越委員、お願いします。

○水越委員 私も、サンマのことについてなんですけれども、22、23ページのあたりで、コラムとして取り上げていただいたことは、消費者の方の関心の高いテーマなので、非常にタイムリーだなとは思っています。ただ、内容についてなんですけれども、先ほど東村委員もおっしゃって



いましたけれども、「科学的な根拠が明らかになっていませんが」というところは確かに不要だ  
と思います。さらに、「影響を懸念する声もあります」ということで、この文章は終わっている  
んですけども、やはりこの表現ですと、やや弱いかなという感じがします。ごく一部の人が言  
っているくらいの印象を与えます。やはりこの部分につきましては、21ページにも爆発的に中  
国の船が増えているというようなことも書いてあるということを経れば、「漁業者の間で強い  
懸念が持たれています」とか、そういったような表現で強めるべきではないかと考えます。

以上です。

○馬場部会長 ほかにはいかがでしょうか。

平野委員、お願いします。

○平野委員 平野と申します。

1 ページ目なんですけれども、一番上の四角の1 番目に、たんぱく質を含む食品への食生活の  
移行等により、過去半世紀で約2倍になっていると。特に中国等の新興国の伸びが顕著とありま  
すけれども、今、近々では非常に中国、韓国の水産物に対する需要は非常に伸びておりますけれ  
ども、長い目で見ますと、中国は今、65歳が大体1.5億人ぐらいいるそうなんですけれども、203  
0年ぐらいになるともう3億人ぐらいに達してしまうと。労働力不足もありますし、一人っ子政  
策のせいで、人口の分布が非常にアンバランスなものもございます。なぜそれを出すかという  
と、日本も少子高齢化が言われて随分久しくなりますけれども、その中で魚の消費量の増大を見越  
す、求めるのであれば、これから韓国も中国も高齢化社会を迎えますので、その前に日本が  
新しい需要といたしまして、介護のための加工、缶詰、冷凍、レトルト、とにかく簡便である  
けれどもおいしく、なおかつ嚙下の弱い方でも食べられるというような、そういうところも  
何か必要ではないかと思ひまして、全くこれに書く必要はないとは思ひますけれども、今、  
中国の魚の需要が増えているけれども、それがずっと続くというようなことは、もしかしたら  
ないのかなと思ひましたので、ちょっとそれを情報として出したいと思ひます。

○馬場部会長 中田委員、お願いします。

○中田特別委員 いろいろと網羅的に書いて頂いていて、読んでいてよく書かれているな  
と思ひました。その中でちょっと感じたのは、例えば科学的な根拠が重要とかいろいろ書か  
れていますが、先ほど東村委員がおっしゃったように、重要なのは当然です。けれども、  
ではその重要だということをどう国際的に発信してきたのか、これからどう発信して  
いくのかというところがちょっと弱いかなと感じました。例えば、MPAについても記載  
されていますけれども、日本が今までやってきたことをちゃんと位置づけられてい  
るということが書かれていますけれども、

それを特に東南アジアとか、小規模漁業が盛んなところ、そういったところは欧米型の排他的なものではなくて、こういうものの方が入りやすいと私などは考えておりますから、そういったところにどう広げていくか。これまで広めてきたかというところもちょっと書き込んでいただくと良いかなと思いました。

以上です。

○馬場部会長 もう少し御意見を。では御回答いただけますか。

○漁政部長 佐藤委員、東村委員、鈴木特別委員、水越委員、平野委員、中田特別委員から貴重な御意見を頂きまして、どうもありがとうございました。

今日お示ししましたのは一次案ですので、頂きました御意見を踏まえて、次なる改訂テキストに反映させるべく作業をやっていきたいと思えます。

少し個別に申し上げますと、佐藤委員から御指摘頂きました51ページのコラムのところですが、情報を十分に収集し切っていない面がございまして、そういう意味ではこれから中身を充実させていきたいと思っています。次回改訂をしたいと思えます。

鈴木特別委員から頂いたコメントについてですが、漁獲がどういうふうに行われているのかということだけではなくて、そこで漁獲された水産物がどう回っているのか、つまり、例えば日本に輸入されてきているのかというようなどころまでトレースする必要があるのではないかということとございませけれども、実はこういうトレースというのはなかなか容易ではないという面がありますことを、御理解いただければと思えます。

それと、もう一つこれは制度論になるわけですが、先ほど御指摘された内容の具体的な魚種ということになれば、恐らく念頭に置かれているのは日本水域と外国水域が隣接している水域、双方において同じような魚種が漁獲されているケースですとか、二国間の協定に基づいて入漁し合っているケースなんか一部あるのではないかと思います、あるいは日本水域に隣接する公海で日本水域と同じような魚種が漁獲されているケースですとか、こういった資源について全てだというわけではないのですけれども、I Q（輸入割当）制度というものを持っています。まさに日本水域で漁獲される魚種と同じ魚種が隣接する外国水域等で漁獲される、そういう場合にそこで漁獲された水産物が我が国に数量無制限で入ってくるということになると、需給のバランスが崩れる。特に日本水域の方で資源管理を行っているような場合に、同じ資源が隣接する外国水域等で漁獲され輸入されることが数量無制限に行われるということになると、資源管理の実効性を失わせるという問題があるわけです。また、一部ですけれども、二国間の協定に基づいて、日本漁船が隣接する外国水域で漁獲をする、そのための漁獲割当をもらっているという場合、そ

の国からのその魚種の輸入を数量無制限に認めるということになりますと、日本漁船がその外国水域において割当を得て操業することを困難にするおそれがあるといったようなことが、IQ制度の背景にあるわけでございます。ですから、基本的に少ない、あるいは需給に影響を与えるほどの数量ではないというのが一般的に言えることではないかと思えます。そういうことも背景にあつて、どういうふうに魚が回っているのかというようなことについて、十分記述をしていない、そういう発想が余りないということでございます。

それから、高橋特別委員から頂いたイカの話が少ないではないかということでございますけれども、マグロにしても、サバにしても、サンマにしても、この特集の構成は、地域漁業管理機関に基づいて管理しているものが多いものですから、そういった魚種が、記述として多く登場してまいります。他方、イカということであれば、地域漁業管理機関で管理しているというよりも、二国間の協定で相互入漁、割当をやったりしている魚種で、そういう意味で違いがあるので、イカが魚の名前として登場してくることが少ないということでございます。

私からは以上でございます。

○企画課長 すみません、補足的に幾つか。東村先生から御指摘頂いたこれは23ページですか、科学的根拠に基づくという、この記述自体が不要なのではないか。水越委員からも同様の御指摘を頂いております。事実として、台湾、中国の漁船が大挙してきていて、これにつき日本の漁民の皆さんが懸念を抱いているというのも事実。その意味で、それ自体に科学的根拠が必要かという部分はあろうかと思いますが、ただ、我々の意図としては、外国船の操業の資源への影響という部分について、いかんせん科学的根拠という部分で明らかになっていない部分があるという趣旨で書かせて頂いているんですが、これ読んだ人がどういう印象を受けるのかという部分も考慮させて頂いて、記述方法については検討させて頂きたいと考えております。

また、東村先生、魚離れの要因の部分、36年の水準に戻っていて、ここから先、ではどうなっていくのかというのを分析する上で、36年の水準と今回水準になっているという部分、考慮しなければならない要因なのではないのかなという部分は確かにあると思えますので、この辺のところは年齢構成等がどう変わっていくのかみたいな部分も踏まえて、もう一度ちょっと考えて記述について何らか加えられるものがあるかどうか考えてみたいと思えます。

高橋委員から、IUUについてのFAOの報告書によれば、地域管理機関の機能が不十分である、地域管理機関が万能ではないという部分、御指摘を頂きました。ちょっと今回の記述、全体のバランスとして、確かに国際的な枠組みというのはこういうものがあつて、こういう形で今資源を管理しようという取り組みが進んでいるんですというメッセージを、今回この白書の特集部

分で込めて、我々メッセージを発信しようとしていたわけなんですけれども、そういう中で地域管理機関、ちょっと万能に映るような印象を与えたかもしれませんので、その部分についてはバランスを考えたいと思います。

○馬場部会長 私から一言。先ほどから23ページのサンマのコラムのことが話題になっているんですが、私もこれを読んだときに前半がトピックスが出て、サンマの件やサバの件が出てきて、後ろの方に地域漁業管理機関が出てくるんですけれども、恐らくこれを読む方、どういうレベルの方が読むかによりますけれども、恐らくサンマのことを関心持っている方が見たときに23ページでは懸念する声がありますよとあって、どういう対応がとられようとしているのかが見えなくて、実際は37ページあたりにカツオ、マグロ以外の資源管理、地域漁業管理機関、そこに出てくるんですけれども、このコラムのところに短くて良いので書いておいたらつながるのではないかなと思って。後ろはどうも地域漁業管理機関の一般論のように見えてしまって、カツオ、マグロはそこでよく見えるんですけれども、何かサンマやサバの話がそれ以外の管理機関というようにところに埋没してしまうような気がしますけれども、これは提案なので検討いただければ。

○漁政部長 参照させるとか。

○企画課長 そうですね。

○馬場部会長 そうですね。何か一言があった方が良いような気がします。

○漁政部長 皆さん一気に通観して読むわけではないので。

○馬場部会長 そうなんですよね。後ろの方はかなり専門的なところなので。

○鈴木特別委員 先ほどEEZの関係で発言したことにつけ加えさせて頂きたいのですが、日本周辺海域で様々な他国、中国、韓国、台湾との漁業のせめぎ合いというのが起きています。そこをもう少し明確に紙面上に顕在化させられないのかなと、先ほどのイカの問題もごさいますし。

それから例えば東シナ海の間接線の例でいえば、中間線の西側というのは非常にアマダイの良い漁場で、グチ等もたくさん獲れるのですが、そこは日本船が入って良い海域であっても、中国船がとにかくうじゃうじゃいることで、怖くて入れない実態があります。同様に様々な魚種に関して様々な海域でいろいろなせめぎ合いが起きていますので、それを、他国を余り刺激しない範囲で明確に白書に載せられないだろうかと思えます。

以上です。

○馬場部会長 そろそろ予定しております最初のパートの審議時間になりましたけれども、よろしいでしょうか。次に行かせて頂いても。

では、二つ目のパートの動向編ですね。52ページ以降につきまして、御意見、御質問をお願いします。

○関特別委員 85ページの所と、その後、76ページの所なんですけれども、新規就業者の確保ということで、新しく入ってきている人たちがどういう人たちかというのを前々からよく質問していたら、40歳代以下の人が約7割ということで、割と若手の人が入ってきているということが見えるようになったので、すごく良いなと思いました。

それと関連づけて76ページに、この表は個人経営体の場合ですけれども、経営状況の推移というのが書いてあるんですが、これはもうデータの限界でどうしようもないと思うので、単なる感想になってしまうんですが、収入的に増えていますよという、良いことがちょっと書いてあるんですけれども、それでもやはり所得を見ると282万円になりましたというので、もちろんそれ以外にいろいろな収入がありますよということが注書きでも書かれているんですけれども、やっぱりこれを見ると普通の人は漁業って厳しいんだなと思うだろうなと感じました。

例えばこの数字、もうデータのしょうがないんですが、例えば若手40代以下の人達に限るとどういうふうになるかとか、そういうのが分かったら面白いなと思ったので、述べさせて頂きました。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

高橋特別委員。

○高橋特別委員 67ページと68ページをちょっとお願いをしたいのですが、まず67ページの気候変動による影響と適応への対策という、一番上の方なんですけど、いろいろ魚介類の名前があるのですが、気候変動の中で大きな影響を受けたのが、日本海系群のスケトウに対する影響がかなり大きくて、北海道の小樽周辺ということになると思いますが、その水域への影響が強かったものですから、どこかに1項目入れて頂きたいと思っています。

それから68ページのプラスチックごみの問題ですが、本文の方にかなりの字数で書いて頂いて有り難いと思っています。実はマイクロプラスチックの問題が、近い将来大きな問題になってくるんだと思います。魚が食べて云々ということだけではなくて、海水温の上昇の主なる原因ではないのかというような言われ方もしておりますので、そういう意味ではやはりこのプラスチックごみに対する問題提起というものを、日本から発信していくような取り組みと意気込みをどこかに書いていただければ非常に有り難いなというように思っております。

以上です。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

東村委員、お願いします。

○東村委員 東村でございます。2点述べさせていただきます。

まず、1点目が56ページの個別割当、I Q方式による資源管理の部分で、2014年からの大中型まき網のサバ類のI Q方式による試験的な操業について、下から6行目です。「他方で、価格の高い大型魚を選択的に漁獲することによる経営の改善効果については確認されませんでした」とあるんですが、I Q漁業というのは思いがけないことが余り起こらない漁業で成功すると考えています。今回は、ちょっと系群的に小さいサバの加入があったようで、それによって攪乱されてしまったということで、余りこういう攪乱要因のあるものでは、試験はしない方が良かったのではないかなと考えます。私、I Qについて毎回発言していますけれども、別に否定をしているつもりはなくて、非常に結構条件が厳しいということが一番言いたい、私がここで発言している要点は、I Qというのは成功させるのは非常に条件が厳しいということで、サバはそれがうまくいかなかったのではないかなという、そういうお話です。

2点目は、話はまた変わるのですが、76ページあたりの話になります。下の方です。沿岸漁船漁業を営む個人経営体には云々かんぬんとありまして、非常に零細なという言い方は余りしない方が良く出ていましたね、対照表に。小規模な経営体、零細な経営体の割合が非常に多い。それは分かります。その理由も分かります。でも、今度基本計画では、よく効率的な漁業を経営対策をして、今、使っている、ちょっと数字に弱いので具体的な数字、ここにいつもあったものがなくなってしまったので、具体的な数字は分からないですが、今、使っている割合よりももっと多くの資源の割合をそういう優良経営体を使うことによって競争力を発揮させるようにするという、そういう流れだったと思うんですが、そこまで水産白書には書き込む必要はないとお考えで書かれていないのかなど。それとも、何となくすごく大きな重要な政策の方向性だと私は考えているので、余り露骨に書くとよろしくないかもしれませんが、何かそういうものがあればいいかなと考えました。

ありがとうございます。

○馬場部会長 浜田委員、お願いします。

○浜田委員 浜田でございます。私からは、92ページから93ページにかけての養殖の件につきまして、それから漁業の所得のことについて意見を申し上げます。

まず、92ページの一番下から93ページにかけて、養殖のことについて書かれてありまして、前回は私、意見を申し上げましたところ、それに対して回答を頂いたのですが、その回答を聞いただけでは少し疑問が残ったというところで、前回の回答を踏まえまして、私の方でこの養殖の技

術についての論文を拝見したりですとか、あとまた養殖の魚について、子育て世代の約3分の1が加入していると言われていて大手の宅配会社3社の水産の仕入れの担当の方や、あと一般の消費者の方に意見を伺いまして、その中で気づきましたことについて意見を申し上げたいと思います。

まず、ここの事例のところにも、新しい技術としてゲノム編集ということが書いてありますけれども、前回は染色体操作は遺伝子組換ではないので安心ですということで回答を頂いていたんですけれども、これを論文で拝見しますと、2008年ぐらいを境に、2008年より以前は遺伝子操作という用語で呼ばれていたものが、2009年以降の論文ですと染色体操作という内容に変わってきています。

確かに遺伝子組換ではないですが、それに対して消費者はどういう感想やイメージを持ってしまふかというところが、余りこの養殖の話の中に反映されていないのかなと思います。

業界最大手の宅配の水産の担当者の方は、そちらの会社で扱っている養殖のものについては、ウナギ、トラフグ、エビ、この3品目のみとされています。理由は、技術の発達等々はいろいろあるんだけど、餌の問題ですね。海外から輸入している魚粉のトレーサビリティとして、何か残留物が出なかったという安全性は検査の結果で分かるんだけど、どういった魚が魚粉として使われているかという原料の安全性というものが、いま一つ情報が少ないということで、このウナギ、トラフグ、エビの3品目に限っているという話でした。

もう一つは、圧倒的な消費者のニーズが、天然で安心安全なものというニーズがありますので、それに併せて仕入れをした結果、このようになっているということでした。

また、最近の養殖の技術を使ってできた脂の乗った魚についてどう思うかということをお客様の方にお伺いしたところ、自分たちは専門家でないので、遺伝子組換であっても染色体操作であっても、人工的なことには変わりはないと。私たちはナチュラルでおいしいものを食べたいと思っているところに、誰もそこまでして人工的な脂の乗ったものをつくって食べさせてくれとは頼んでいないので、ちょっと一部の頭のいい人たちが、その技術が素晴らしいということで盛り上がっているのではないかというような、結構直接的な意見もありました。

ということで、養殖の技術を発達させるということは非常に大切なことだと思いますが、消費者のニーズですとか、消費者の考えというのを置き去りにしないような内容にもして頂きたいなと思います。

当然、養殖の餌というのは、漁業者の方が獲っているものもあるかと思いますが、養殖自体を否定するものではありませんし、おいしくて安心安全なものであれば天然のものでも養殖のもの

のでも食べたいとは思いますが、いかんせん、今の段階では、消費者に対しての情報量が不足しているところが誤解を招く原因にもなりかねないというのが、この養殖の側面であります。

また、可能性を大きく謳ってはいらっしゃいますが、まだまだ課題は山積みなところもあるかとは思いますが。例えばマグロを1kg太らせるためには、餌が8kg必要だったりですとか、大半の魚粉を輸入に頼っているために価格が安定しないですとか、そういったところもありますので、課題も含めてこの養殖の内容に触れて頂いて、消費者のニーズというのも置き去りにせず、中に盛り込んだ上でこの養殖の問題について取り上げていただければと思います。

もう一つ、所得のところです。漁労所得を上げるというところで、過去いろいろデータが出てきましたけれども、今、高校をやめる高校生の3分の1が経済的な理由でやめていきます。その一つのラインというのが、年収400万円の家庭という調査結果が出ていますので、今の状況のこの漁労所得を見ますと、漁業を生業としている家庭の多くが、そのラインに入ってきてしまいますので、本来は後継者として学ぶべき学びが、経済的な理由で続けられないという家庭の中に入ってきてしまいますので、後継者がなかなか育たないということと、この漁労所得がなかなか増えないというところが、少なからずリンクしてきてしまっているというところも、一つ考えて頂きたいなと思います。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 橋本でございます。この第2部を拝見いたしますと、その漁業権制度とか、漁業許可、TACとか、IQとか、こういう部分については法律の仕組みの説明がたくさん書いてあって、大変分かりやすいと思うんですけども、後半部分の例えば漁港なんかの問題については、例えば126ページのところで、漁港施設の復旧復興の2行、その漁港というものが水産業の基盤施設であると、こういう説明があるわけですけども、もう少し漁港なら漁港が基盤となる公共施設として法的に位置づけられていて、国が責任を持って継続性を持って整備をするということがつまり必要なのだという、何と申しますか、漁港なんかの法的な位置づけとか、なぜ水産庁がこういうところで計画的に事業をやらなければいけないかといったこういうスキームの説明があると、より説得力を持ってこういう事業が必要になるんだという部分が増すのではないかと、ちょっとあっさり書いてあって、例えばその前のところでは漁港ではなくて、漁村の説明もありまして、ここもかなり詳しく書いてあるんですけども、漁港の問題と漁村の問題がどういうふうの違いがあって、漁港についてはやはり施設を整備する、公共施設を整備するという問題なのだ



から、計画的に整備を進めていかなければいけないというのは、そこはクリアに分かるような、何か少し説明があった方が良くはないかなという感想を持ちましたので、ちょっと述べさせて頂きたいと思います。

以上です。

○馬場部会長 大森委員、お願いします。

○大森委員 全体で平均して二百八十数万円というところばかりが強調されてしまうんですけども、77ページの上にもあるように、65歳以上の方の所得が非常に低い部分が多いところを占めています。日本全国見てこういう構成というのが異常だというふうには私は見る必要はないと思います。

これは白書ではなくて、基本計画のところで、2万2,000経営体に施策を集中していくという考え方が示されていますけれども、この2万2,000経営体というのは、生産の7割を占める。そうすると1兆5,000億の7割というと約1兆円ということになると、2万2,000で割れば4,000万以上の水揚げを上げる方々が中核を担っているということです。やはりこうやって所得のところでも、その中核を担う方々がしっかりと後継者の方々も抱えながら次世代につなげていく、そういった方々がいるんだということを、何らかの形で示していただけないかなと思う次第でございます。

それから108ページから109ページの所で、「魚の国のしあわせ」プロジェクトの中で、私どもが進めておりますプライドフィッシュの取り組みが100ページの所にあるんですが、これは我々のプライドフィッシュプロジェクトで使う言葉が決まっています、それにそぐわない言葉が109ページの所はかなりありますので、ここは、てにをはの部分も含めて事務局の方に出ささせて頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから最後、132ページ、福島沖での試験操業・販売の状況ということで、先ほどの1-1の概要版では、常磐もののヒラメの試験操業の販売開始というのが事例で出ていますけれども、直近の状況では、相双地区で試験操業の全魚種を競り・入札で販売を再開させると、非常に大きなエポックの所もありますので、その辺、事例の部分の示し方というのも工夫をして頂いて、やはり相当前に向かってきているぞという所を見せる、そういった御検討をお願いできればと思います。

○馬場部会長 遠藤特別委員、お願いします。

○遠藤特別委員 96ページから97ページの欄で、卸売市場に関する記載なんですけれども、97ページの中ほどで、まず産地卸売市場は価格形成力が弱いことなどが課題となっており、市場の統

廃合等により市場機能の維持・強化を図っていくことが求められます。

問題はこの次なんですけれども、更に市場経由率の低下に直面している消費地卸売市場においては、加工・調整機能等の強化により、多様化する実需者等のニーズに的確に応えていくことが重要です。

ここも、産地市場も消費地卸売市場も、全く価格形成能力が弱い。極端に言うと、失っておりまして、そういう意味では、市場の統廃合ということも消費地卸売市場においても、適用された方が良いのではないかと思います。

また、第10次の卸売市場整備基本方針が2016年1月からアップされましたけれども、福島県においては、ちょうど大震災のときに第9次がぶつかってしまってそれが発効できなかったのということで、私どもの所には、第10次の基本方針というのは届いていないんですね。この辺はどういうふうに行政の方でお考えになっているか良く分からないんですけども、それはともかくとして、もう一言。今、国の方でも卸売市場法の改正ということをやっと前向きにやっていただけるような気配となっておりますので、卸売市場法の改正という文言も入れてもらえると大変有り難いと思います。

○菅原特別委員 第Ⅱ章75ページの所に、コラムであごだしのことが書かれているんですけども、これは良い事例として書かれていると思うんですけども、3年前と比べて7.5倍に価格が上がったと。これは漁師にとっても、加工業者にとっても本当に良い事例ではあると思うんですが、私からしてみればこれはちょっと異常な事例ではないかなと思っております。

といいますのも、3年前に私たちがイベントでこのあごだしを販売したときには、1箱当たり4パック程度入っている1箱が大体400円から500円あたりで販売されていたのが、今年ブームだから売れるだろうと思って、また仕入れて、昨年11月に店頭で並べると、1,200円にまで上がっていました。そうすると来てくれたお客さんも手にはとるんですけども、値段が上がり過ぎて買えないんですね。ですから、これはちょっと優良事例といいますか、ちょっと价格的にコントロールが今きかなくなっているような状態ではないかと思いますので、もう少し安定したものをここに載せていただければなと思います。

○馬場部会長 いかがでしょうか。

長瀬委員、お願いします。

○長瀬委員 長瀬です。66ページですが、河川・湖沼における環境の再生という言葉が書かれています。この環境だけではすごく漠然としていると思います。そういう狙いで書かれているかもしれないませんが、この環境の前に生息を入れ、生息環境とすると、この全体の文章がすごく生き

てくるのではないかと思います。

それと、ダム問題については国土交通省等々の関係があつて難しい部分もあるかと思います。河川において生息環境にダムが及ぼす影響は多々あると思います。一番大きいのが減水です。発電停止後の減水で小さな魚が隠れている場所が干しあがって、死んでしまいます。それを枯死と呼んでいますが、食物連鎖の中で小さい魚が死ぬと大きい魚も生き残れなくなります。このことはウナギの減少にも影響があるのではと思っています。

コラムの中でも良いので、急激な減水や長期濁水などに対するコメントが少しでも入れられると、内水面振興にかかる協議会の中でも進めやすくなるのではと考えます。とても難しい要望かとは思いますが、意見として述べさせていただきます。

それともう一つ、この環境というものの中に、人間以外でストレスを与えるカワウというのが今問題になっていますので、カワウ、水とは関わりがないんですけども、生物の生息環境ということであれば、カワウというものも入れていただけると良いのかなという気がしました。

以上です。

○馬場部会長 このあたりで御回答を頂きましょうか。

○漁政部長 関特別委員、高橋特別委員、東村委員、浜田委員、橋本委員、大森委員、遠藤特別委員、菅原特別委員、長瀬委員から、貴重な御意見を頂きました。どうもありがとうございました。次のテキストの作成に当たって、踏まえさせていただきます。

個別に幾つか私の方からコメントをさせていただきますと、高橋特別委員から、68ページの海洋におけるプラスチックごみの問題について、記述されているということにつき、お褒めの言葉を頂きました。どうもありがとうございました。前はコラムという扱いだっただけですが、今回は本文の中に入れてございます。

東村委員、大森委員から頂いた競争力のある漁業経営体の育成に関してでございますが、大森委員からも解説ございましたけれども、新基本計画策定に向けての当企画部会での議論の中で、8月の企画部会ですけれども、現在、2013年センサスのベースでいきますと、漁業経営体が9.5万ほどあるわけですが、その中で2.2万経営体程度の担い手に経営に関する施策を集中させることで、現在、これら2.2万経営体が利用している資源が、全体の7割ぐらいを占めているところ、8割、9割と高めていこうと、こういう方向性を水産庁の方からも提起させて頂き、御議論を頂いたところでございます。当企画部会では、委員、特別委員の方々から、おおむね肯定的な反応を頂いていると理解をしておりますが、今日御審議頂いています白書、もともと白書はまず平成28年度水産の動向、その中に1部として平成28年度水産の動向、2部として平成28年度水産施策、

28年度に講じた施策というのがあって、その次に平成29年度に講じようとする施策というがあるという、2部構成といいますか、3部構成になっているわけですね。本日、資料1-2でお示しましたのは、その前半分というか、前3分の1といいますか、動向編なんですね。ですから、先ほど申し上げましたような、新基本計画策定に向けて当企画部会での御議論をお願いしましたような内容はここではなくて、平成29年度に講じようとする施策の方に反映させていきたいと思っておりますので、次回の白書の御審議のときに、御披露させて頂きたいと思っております。

橋本委員から頂きました126ページの関係ですが、スキームの説明といいますか、法律的な位置付けなどについての解説があった方が良いのではないかという御指摘ですけれども、ページを戻って頂いて、120ページに新たな漁港漁場整備長期計画という項目があって、ここに漁港漁場の整備を総合的、計画的に推進するため、漁港漁場整備法に基づき、5年間を計画期間として定められていますというふうに、根拠となる法律も示して、解説をしておりますので、あわせ見て頂ければと思います。

大森委員から御指摘を頂きました3点目ですけれども、132ページの福島県沖での試験操業・販売の状況についての事例の紹介の仕方のところですが、事例として頂きました御意見を踏まえまして、工夫をしていきたいと思っております。

私からは以上です。

○企画課長 まず、浜田委員から御意見頂いております養殖についての染色体操作を含む技術開発をちょっと礼賛しているように映るのではないかという御指摘頂きました。消費者のニーズみたいなもの、消費者が何を求めるのかという部分を我々考慮に入れながら、バランスについて考えて、記述方法について検討させて頂きたいと思っております。

あと、長瀬委員から頂きましたいろいろと生息環境という記述については、そこは修正させて頂きます。あと、ダムの記述とかカワウ——カワウについては71ページに記述をさせて頂いておりますが、あとダムの記述等についてはどういう書き方ができるか、検討させて頂きたいと思っております。

また、これは菅原委員のあごだしのこちらで紹介させて頂いている事例が多少異常な部分があるのではないかというところ、ここも少しバランスを考えて、一時のものであるような可能性もありますので、その辺のところ、慎重な書きぶりを考えたいと思っております。

あと、遠藤委員から頂いております産地市場のみならず、消費地市場においても、価格形成機能を失いつつあるような現状を踏まえた、消費地市場だけこれだと、あたかも価格形成機能をまだ維持しているように読めるかもしれませんので、その辺のところはまた記述を修正したいと思

います。

あと、卸売市場の改正の文言については、担当部局等とも相談しながら、どういう書きぶりができるのか検討いたしたいと思います。

先ほど、あと漁労所得の部分について、関委員、浜田委員、大森委員からもいろいろな側面から御指摘頂いておりますが、回答できていないと思う部分が、浜田委員が400万というところが一つの高校をやめる人たちの中の、やめられる方の大体平均レベルが400万円という話がございました。大森委員からも御指摘ありましたが、200万程度という所得というのは、高齢者の方々を含めた平均ということで、今後担い手として我々が重点的に育てていきたいと思われている方々というのは、もう少しちゃんとした収入を得ているのではないかという部分はあるんですが、一方で、本当にその部分の統計というのは平均の数字で出してありますので、本当にばらつきがありまして、我々実際にやめていっている方の分析をしてみると、実際、30代、40代でやめている方というのはいらっしゃっていて、その方のやめる原因というのが、会社が潰れたとか、首になったとか、あるいは経済的要因でこの給料ではやっていられないという方もいらっしゃるという現実もあって、だからこそ、そういう人たちに重点的に支援していかなければならないという認識もございます。

そういう部分を踏まえて、これを記述にどう反映させるかという部分は、白書の世界というよりは、基本計画の中でいろいろなそういう要素も考えながら、その担い手に対する施策の重点化という中でいろいろと考えさせて頂きたいと思います。

私からは以上でございます。

○佐藤委員 よろしいでしょうか。

○馬場部会長 もうそろそろ……

○佐藤委員 今の御説明を聞いて、白書の位置付けというのはこういう問題があるから、こういう施策をするんだという流れだということは大変よく分かりました。ただ、一方で、白書が外に向かって発信するもの、消費者や日本の漁業の先行きを見ている人たちに対する発信の基礎となる情報の一つで、現在の日本の漁業の集大成であることを考えれば、どの部分に焦点を当てるかというのが非常に大切だと思います。今の所得の問題にしても、それだけ幅のある中で、どこに焦点を当てて発信するのか。今の日本の漁業者の収入について書く際に、こんなに少なくて困っているからこういう施策が必要だとなつなげるための情報を書くのか、あるいは後継者に来てもらいたいという視点でこれだけ良くなっていますよ、と書くのか、良くなっているからこそ、更にこういう施策が必要だと書くのか。焦点の置き方によって随分違って見えると思います。

また、私、本日出席するにあたり、ぜひとも発言したかったのは離島のことなんです。120ページです。安全で活力ある漁村づくりとして、新たな漁港漁場整備長期計画があつて、漁村の現状がこう出てきている形は、漁村がこんなに困っている、特に離島の漁村が困っているからこういう施策が必要ですよ、という書きぶりなんです、それでは離島の可能性が見えてなくて残念な気がします。私、かねてから申し上げているように、日本の漁村の中でも特に離島は特殊な地域が大変多いです。本当に北の果て、南の果てに存在しているのが離島です。だからこそ、そこにしかないような食べ物、生き物がたくさんあつて、それがこれから産業化していく可能性を大いに秘めているものだと思うものですから申し上げるのですけれども、そういう所にこそ光を当てていくことがこれからの施策として大切ではないでしょうか。それこそ海洋立国・日本の道であり、そのような視点で離島に必要な整備をしていくことがあつてほしいと思います。このように考えると離島対策の印象が随分違ったものになると考えます。

先の検討した部分は全体のトーンとして、国民に対してこれだけ漁業はいろいろな議論がある中で、日本政府はこうやっていますということが明確で分かりやすいと思いましたが、この第二章の方は関係者が多い分、書きぶりも難しいですね。それから予算と絡むということも今伺って、難しさがより分かりました。ただどうでしょうか、大変困った状況を出して、だからこう施策をするということも大切だと思いますが、もうちょっと現状の書きぶりを広く消費者が見ているという視点にたつて書いていただく、これが漁業や漁村のPRの一つにもなるというふうな視点でもう一回見直していただいて、書きぶりのトーンを位置付けて頂けるといいなと思います。すみません、長くなりました。

○馬場部会長 先生、そろそろ。ありますか。

○千葉特別委員 環境問題ですけれども、68ページで、一言だけ、この最後の方で結構ですので、ごみの回収という、こういったことが書かれていますが、そもそも生分解性素材の開発も今進んでいるので、環境に優しい生分解性のものというのはもう20年近く研究して、実際に使われている面もあります。ただ、今現在、強度の面、それからコストの面で、なかなか実用化していませんが、この中にそういった研究が進んでいるという、生分解性素材というようなことも、どこかに入れていただくと幸いです。

以上です。

○馬場部会長 まだ、御意見もおありかと思えますけれども、時間ですので、本件の審議をここで締めさせていただきます。

本日、頂きました意見等につきましては、事務局の方で十分検討頂きまして、第二次案ですね。

本日は第一次案ですので、第二次案の作成に生かして頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして議題2、諮問事項に入ります。漁業経営の改善に関する指針の変更につきまして、農林水産大臣からの諮問を頂きたいと思います。

○漁政部長 水産政策審議会会長、馬場治殿。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、漁業経営の改善に関する指針を別紙のとおり変更したいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

農林水産大臣、山本有二。

平成29年2月23日。

(諮問文 手交)

○馬場部会長 それでは、ただいま諮問のありました漁業経営の改善に関する指針の変更につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○水産経営課長 水産経営課長でございます。お手元の資料2-2に従って説明をさせていただきますと思います。

資料2-2ですが、制度の概要を改めておさらいをしておきたいと思います。3ページを開いていただきまして、この制度、漁業経営改善計画の認定制度ということでございます。これは漁特法に基づきまして、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、大臣あるいは知事の認定を受けた方に対しまして、資金融通等の支援を行うものでございます。

2の制度概要のところ、(3)として認定基準がございます。農林水産大臣が定める漁業経営の改善に関する指針、こちらに照らして適切かどうかという判断をする。きょうお諮りするのがこの指針の見直しでございます。(4)指針の内容につきましては、経営改善計画の内容の例示として、施設整備ですとか、生産方式の合理化、経営管理の合理化等とあわせて、目標、5年間で付加生産額を15%以上向上させる。こういう計画について認定をするということでございます。変更については水政審の意見を聞くということで、お諮りをしているものでございます。

2ページ目に戻っていただきまして、昨年8月にこの企画部会でお示しをしました見直しの方向性でございます。主なポイントとしましては、現行、5年で付加生産額15%以上向上という一つの目標設定になってございます。これの見直しの方としましては、まず一つは新たな認定要件として、計画的な資源管理、漁場改善の取り組みの実施ということで、いわばこの経営改善に取り組む方については、資源管理への取り組みというのを要件として必ずやっていただくという

ことにするものでございます。

それから二つ目の箱ですが、経営向上の目標設定ということで、現行の目標に加えまして、多様な地域の取り組みの内容に応じた目標が設定できるようにということで、一つは浜プランに位置づけられた所得向上の目標に関連した目標、それから新規に取り組む漁業就業者の育成のための目標を定めていくという方向で、御説明をしたところでございます。

これを具体化したものが今回お示しする指針ということで、1ページに戻っていただきたいと思っております。

ここにこの指針改正の骨子をお示ししております。1番のところは巡る情勢、諸課題等を整理したものでございまして、二つ目のところ、2の漁業経営の改善の内容に関する事項、これが要件として計画的な資源管理、あるいは漁場改善に取り組む者であるというのを要件化するものでございます。具体的には漁船漁業では、資源管理指針に基づく措置の実施、養殖であれば、漁場改善計画の実施ということになります。三つ目が、経営向上の目標値につきまして、現行の目標は一般型として維持した上で、新たに地域連携型と新規就業型というものを加えて、3類型化するということでございます。

一般型のところにつきましては、現在付加生産額という1本の指標を定めておりますが、ここに減価償却前利益を加えようと思っております。下の参考欄に付加生産額と書いてございます。これが従来目標でございまして、営業利益を計算するとき、ここから人件費、減価償却費を控除するわけですが、この人件費、減価償却費を足し戻すということで、要は漁業生産活動によって生み出された付加価値というものを全部積み上げて、どれだけ付加価値を生み出したのかというのを、取り組みの前後で比較をするものです。

今回、つけ加えるのは、減価償却前利益ということで、営業利益に減価償却費だけ足し戻す。上との違いは人件費は外すというか、人件費はコストとして除かれるということでございます。ここの趣旨としましては、操業の効率化等で人件費を下げていくような取り組みも実際には経営改善の中で多くありまして、その場合に減価償却前利益ということにすれば、その人件費の削減分というのが効果としてあらわれるという格好になります。

ということで、減価償却前利益と付加生産額、この二つの指標を一般型では使い、それによって選択をしていただくという格好にしてございます。新たにつけ加えます地域連携型、これは浜プランの所得向上の目標達成に貢献するというので、具体的には浜プラン、それぞれの浜で取り組みは進んでおりますけれども、基本的には5年で10%以上の所得向上というのを浜プランでは掲げてございます。それを個々の漁業経営の中でも、実現をしていただく計画にするというこ



とで、浜プランに5年で10%以上というのを掲げていれば、個人の目標も5年で10%以上の目標を定めていただくという考えでございます。

それから新規就業者につきましては、現在の経営指標というのが基本的にないわけですので、計画終了時点、5年後に地域における同一漁業種類の平均値以上である減価償却前利益を達成していただくという計画をつくっていただくというものでございます。

このように、目標指標を多様化することによって、様々な取り組みをする方々がこの経営改善計画の認定制度を使って経営改善を進めていただくと、そういう取り組みを促進しようという趣旨でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

それでは、漁業経営の改善に関する指針の変更につきまして、御審議いただきたいと思います。時間も限られておりますので、御意見等は簡潔にお願いいたします。

○久保田特別委員 久保田です。この改正について、異議というようなものはございません。ただ、漁協金融、漁協系統金融の立場から、少し心配することがあります。といいますのは、資料の3ページです。ここの認定のメリット措置ということで、認定漁業者向け制度資金（漁業経営改善支援資金等）ということがあるんですが、この漁業経営改善支援資金というのが株式会社日本政策金融公庫、昔は農林金融公庫ということでございます。そしてこの等というのは、漁業近代化資金、これは県の漁業近代化資金であろうと思います。

この中で、今回、1ページでございますが、1ページの中でさっき御説明あったように、一般型、これに加えて地域連携型、新規就業者型というのが新しく入ったということで、これについては漁業者にとっては今からのいろいろな取り組みの中では有意義であろうと思っております。ただ、この一般型と申しますのは、従来から漁業金融以上のいわゆる規模なり、また県域を超えるもの等といいますか、大型の漁船漁業についてがこの大体一般型、筋目はございませんが、というふうなことで、いわゆる農林公庫の方での対応をしていただいていたと。そして、沿岸の県内での漁協のいわゆる配慮と指導等も含めて支援ができる範囲は、いわゆる漁協金融ということで近代化資金ですね、そういうものでやってきたというものがございます。

今回、ちょっと心配いたしますのは、結局、今までの一般型というものに対して二つ入ってきた。この二つの地域連携型と新規就業型というのは、さっき説明がありましたように、特に浜プラン、これを大きく強く進めていく。このことは全国漁業系統を挙げての今最大の取り組みだと。実効性のある形にしていけないといけないというふうに、漁協、全漁連、そして県連、そして漁

協併せて取り組みを進めております。

そういう中でいわゆる今回の認定のメリット措置の制度資金への融通ということについては、基本的に県内、そして沿岸の漁業、こういうものについては、100%漁業金融で賄っていきたい。それが結局、今の漁業系統の進むべき道だと思っています。ただ、それを超える部分については、いわゆる政策金融公庫さんの御支援等ということについても、当然出てくるわけでございます。そういう中で、一つは漁業近代化資金というもののガイドラインというのが、昨年、改正でございまして出ております。

これはその中に第6項に、株式会社日本政策金融公庫資金との関係、近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金との融資分野は次によるものとする。近代化資金は、組合系統資金によって融資することが適当な分野を担当するものとするということございまして、そしてまた、株式会社日本政策金融公庫資金は、漁業基盤整備資金、先ほど出てまいりました漁業経営改善支援資金等のような生産基盤の整備、経営改善等政策的必要度の高い分野を担当するものとし、組合系統に属さないもの、その他の系統の融資により難しいものに対して融資を行うものとするというようにガイドラインに出ておるわけでございます。

これは以前から言葉を変えても出てまいっておるわけでございます。したがってこの文について、やはり政策金融公庫さんは融資専門の、国100%の株式会社となっておりますが、いわゆる官業だと思っております。官業は民業を補完するというような一つのものでございますし、それが日本政策金融公庫法との中でも、明確にうたわれておると思っております。このあたりについて、実際に今から浜プラン等を含めてこの認定漁業者を我々もふやしていく。また、中核的漁業者をふやしていくという、そういうものに対しての最善の最大の努力をしてみたいけれども、特にこの融資の問題等についてというのは、いわゆるその組合員の漁協離れを起こす一つの原因になってきます。といいますのは、漁協系統、この金融といいますのは、漁協の中でこれは地域をよくしていこうということでございます。もちろん、政策金融公庫についても、そういう配慮はあろうかと思っておりますけれども、ただ、視点がちょっと違うところもあると思っております。このあたりについては、一つ先ほど申し上げました融資分野の調整等もありますので、そのあたりについては水産庁としても一つ御留意いただいて、いろいろとお知恵なり、御指導、また漁協金融というものが劣後しないような対応について、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○馬場部会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ではお願いします。

○水産経営課長 時間が限られていますので、簡潔に申し上げます。

今、御意見を頂きましたけれども、漁業金融に関していえば、系統資金、民間の資金として漁業者を支える金融になっていただいています。その上で対応し切れない部分、大型の漁船等について、公庫が対応すると、こういう民業補完の性格という位置づけになっていまして、今回のこの指針の改正においては、そういった位置づけを一切変えるものではございません。大事なのは経営改善に特に今回、地域連携型ということで、浜プラン、浜の取り組みの中でまさに中心を担っていくような方々については、個別の経営改善についてもしっかりと計画をつくって、目標を定めて実現に向かってそのプロセスに取り組んでいただく。その中でそれを支える金融機関というのは、系統であっても公庫であっても、大変重要な役割を果たすということですので、今回の趣旨を十分、浜の隅々まで伝えていく。これは行政としてもやっていかなければいけないと思っていますし、関係の金融機関においても、この制度改正の趣旨をよく踏まえて、しっかりと浜の取り組みが進むように頑張ってくださいたいと思っております。

○馬場部会長 先ほどの久保田特別委員の御意見も、特に案に修正を求めるというものではないですね。

○久保田特別委員 そういうことではありません。

○馬場部会長 では、諮問のありました漁業経営の改善に関する指針の変更につきましては、原案どおり承認をするということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、諮問につきましては、漁業経営の改善に関する指針の変更案を妥当と認めるとの答申をしたいと思えます。

事務局には手続をよろしくお願いします。

それでは、特にほかに御発言等はよろしいでしょうか。

高橋特別委員。

○高橋特別委員 その他ということで、理解でよろしいですか。

以前からお願いをしてきました、ILOの188号条約の件ですけれども、昨年11月に発効しました。我が国も漁業3条約、STCW-F、ILO188、ケープタウン協定とこの三つを国交省と水産庁と両省庁で対応するというのでやっております。しかし、このILO188号だけが会議が全く持たれていないという状況です。船員法と密接に絡むという内容ですから、国交省と早急にタイアップしていただいて、会議を開催して頂きたい。きちんとした漁業国でございますから、この三つの条約を対応して頂きたいというように思っています。

二つの条約については、ここ二、三年中には国内法制化をして取り入れると、こういうことの検討をしております。ILO188号だけが全く動いていない状況にあります。担当は水産庁ですから、その辺はきちんと対応して頂きたい。

以上です。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、事務局から何か報告がありますでしょうか。

○企画課長 ただ今の高橋委員からの御意見、こちらはILOの188につきましては、水産庁と  
いうか、国交省とあと厚生労働省とともに、検討について相談させて頂きたいと思えます。

本日は御審議ありがとうございました。本日頂きました御意見を踏まえまして、事務局で白書の  
動向編の二次案を作成し、改めて企画部会で御審議頂きたいと考えております。

また、平成29年度水産政策の案についても、その際にお示しし、諮問させていただきたいと考  
えております。さらに、答申を頂きました漁業経営の改善に関する指針の変更につきましては、  
施行に向けた手続を進めさせていただきます。

本日は委員の皆様におかれましては、御多忙の折、御参加いただきまして、貴重な御意見を頂  
きました。まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○馬場部会長 以上をもちまして、本日の企画部会を終了いたします。

ありがとうございました。